

# 和歌山県飲食店感染拡大防止対策助成金事務局運営等業務 ＜プロポーザル実施要領＞

注：和歌山県議会令和3年6月定例会において、本事業に係る令和3年度6月補正予算案が議決されなかった場合は、中止・延期又は変更する場合があります。また、その場合、和歌山県は一切の責任を負いません。

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と県民が安心して飲食店を利用できる環境を整備するため、和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証を取得した店舗が行った感染予防対策に必要な設備整備経費等を支援する。

この助成事業のより迅速かつ的確な事務を推進するため、申請書類の印刷発送・受付・審査・支給決定・支払事務・問合せ対応等の事務処理を行う事務局の運營業務を和歌山県から委託することにより、当該業務の効率的な処理体制を確立する。

## 2 事業内容

### (1) 委託業務名

和歌山県飲食店感染拡大防止対策助成金事務局運営等業務

### (2) 業務内容

別紙「和歌山県飲食店感染拡大防止対策助成金事務局運営等業務仕様書」のとおり

### (3) 予算上限額

金 451,579 千円（消費税及び地方消費税の額 10%を含む。）

＜内訳＞ 委託業務にかかる給付金原資 401,400 千円  
受託者事務経費（上限額） 50,179 千円

※助成金原資は実績によるものとし、県と受託者が協議の上、変更する  
場合がある。

※受託者事務経費については、受付件数等の業務量に応じて県と受託者  
が協議の上、変更する場合がある。

※受託者事務経費には消費税及び地方消費税の額 10%を含む。

### (4) 契約期間等

#### ア 委託契約期間

契約日から令和3年11月30日（火）まで

ただし、本助成金の支給状況により、県と受託者が協議の上、契約期間を延長する  
場合がある。

#### イ 事務局開設日（予定）

県と協議の上、契約以降に速やかに開設

#### ウ 助成金申請受付開始日（予定）

令和3年7月28日（水）

#### エ 助成金申請受付終了日（予定）

令和3年10月29日（金）

#### オ 事務局閉鎖日（予定）

令和3年11月30日（火）

### 3 委託事業者選定方針

次の要件を満たす者に業務を委託する。

- (1) 仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な者であること。
- (2) 業務執行体制が万全で、期日を遵守し、迅速かつ正確に業務を履行することができる能力を有する者であること。

### 4 委託事業者選定方法

- (1) 3の委託事業者選定方針に合致する者を選定するため、プロポーザル審査会を実施し、各参加者の能力等を把握するものとする。
- (2) 採用となった企画提案については、必要に応じ、内容を変更する場合がある。
- (3) 提案内容、業務執行能力等について審査し、最もふさわしい者を契約候補者として選定する。
- (4) (3)で選定された者と業務委託契約を締結する。

### 5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員等と密接な関係を有する者（第6条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税について滞納していないこと。
- (6) プロポーザル説明会に参加していること。

### 6 プロポーザル説明会

プロポーザルの実施に当たり、プロポーザル参加を希望する事業者向けに説明会を開催するので、参加申込書（様式4）を提出すること。〈持参・郵送・FAX〉

なお、当該説明会に参加していない事業者は、プロポーザルに参加できない。

- (1) 開催日時：令和3年6月22日（火）14:00から
- (2) 開催場所：和歌山県書道資料館 2階 第2ホール
- (3) 申込期限：令和3年6月21日（月）17:00まで

### 7 プロポーザル参加表明及び質問票の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者については、参加表明書（様式5）を提出すること。〈持参・郵送・FAX〉

また、企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式6）を提出すること。〈メール・FAX〉

なお、参加表明書及び質問票の提出期限は、令和3年6月25日（金）17:00までとする。

## 8 提出書類

(1) プロポーザル参加事業者は次に掲げる資料を提出すること。

ア 提案者の概要書（様式1）

イ 企画提案書（A4サイズの任意様式で、別添仕様書記載の内容（企画提案内容）のとおり作成すること。）

ウ 誓約書（様式2）

エ 直近5ケ年における、同種の契約書の写し

オ 役員等に関する調書（様式3）

カ 法人にあっては財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）

キ 法人にあっては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては住民票

ク 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内のもの）

ケ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）

コ 見積書（様式任意。少なくとも次のa～dの事項を記載すること。）

a 助成金原資、事務局運営費等、事業実施に伴うもの一式

b あて先「和歌山県知事 仁坂 吉伸」

c 消費税及び地方消費税10%を含んだ金額を記載

d 代表者印省略の場合、発行責任者及び担当者（同一人物でも可）、連絡先電話番号を記載

※見積額が、上記2(3)の予算上限額を超えた場合は失格とする。

(2) 提出書類の留意事項

ア (1)イは正本1部、副本9部を提出すること。それ以外の書類は1部提出すること。

イ 提出方法は持参又は郵送とすること。

ウ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しないこと。

エ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあること。

オ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者（大分類16人材中分類5 総務事務・軽作業受託）については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより(1)のエからケまでの提出書類に代えることができる。また、その他の分類で本資格を有する者は(1)のオからケまでの提出書類に代えることができる。

(3) 提出期限：令和3年7月1日（木）17:00まで

## 8 プロポーザル審査会の実施

開催日：令和3年7月2日（金） ※時間及び場所は参加事業者に別途連絡

## 9 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、別途設置する審査会において行う。
- (2) 審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。ただし、同点の場合は、見積額を参考に契約候補者を選定するものとする。
- (3) プロポーザルの審査結果については、書面により審査終了後速やかに参加者全員に通知する。

## 10 その他特記事項

- (1) 一度提出した書類及び企画提案書は返却しないこと。
- (2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とすること。
- (3) 提出物に虚偽があった場合は、企画提案書の審査対象から外れるものとなること。
- (4) 業務上発生する未確認事項については、別途和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課と協議すること。

## 11 各関係書類提出場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（県庁本館2階）

住所： 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

電話： 073-441-2740

FAX： 073-422-1529

E-mail： takagaki\_a0015@pref.wakayama.lg.jp

担当： 高垣

## 12 スケジュール 再掲

- (1) プロポーザル説明会及び参加申込み  
【申込期限】 令和3年6月21日（月）17:00まで  
【説明会日時】 令和3年6月22日（火）14:00～  
【場所】 和歌山県書道資料館 2階 第2ホール
- (2) 参加表明書及び質問票  
【提出期限】 令和3年6月25日（金）17:00まで
- (3) プロポーザル提案に係る必要書類  
【提出期限】 令和3年7月1日（木）17:00まで
- (4) プロポーザル審査会  
【日時・場所】 令和3年7月2日（金）※時間及び場所は参加事業者に別途連絡
- (5) 決定通知  
【決定通知】 審査会終了後、速やかに通知